

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

<権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細>

譲渡人	譲受人

<権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容>

契約の種類 (該当する内容に○)	権利の設定・ 移転の時期	土地の引渡しを 受ける時期	契約期間	備考
贈与・売買・交換・賃貸借 ・使用貸借・その他 ()	年 月 日	年 月 日	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	

(記載要領) 水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合には、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に掛かる事業の概要を併せて記載してください。

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

所有地	農地面積 (㎡)	地目			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
自作地	①				②
貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況 理由
		登記簿	現況		

所有地以外の土地	農地面積 (㎡)	地目			採草放牧地面積 (㎡)
		田	畑	樹園地	
自作地	③				④
貸付地					
非耕作地	所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況 理由
		登記簿	現況		

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は用地区の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2号第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田			畑			樹園地			採草放牧地
	作付（予定）作物									
権利取得後の面積 (㎡)										

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類						
		確保しているもの	所有				
	リース						
導入予定のもの	所有						
	リース						
(資金繰りについて)							

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る。）等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況

農作業暦	年	農作業技術修学歴	年	その他（ ）	年
------	---	----------	---	--------	---

② 世帯員等その他常時雇用している労働力

現在	人	農作業経験の状況	
増員予定	人	農作業経験の状況	

③ 臨時雇用労働力(年間延人数)

現在	人	農作業経験の状況	
増員予定	人	農作業経験の状況	

④ ①～③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	km ・ m	平均移動時間	分以内
------	--------	--------	-----

<農地法第3条第2項第2号関係>（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ。）

2 その法人の構成員等の状況（添付したときは、チェックしてください。）

添付資料：農地所有適格法人としての事業等の状況(様式第1号の2)

<農地法第3条第2項第3号関係>

3 信託の引受け該当有無（以下の該当するものに○を付してください。）

信託の引受けによる権利の取得

有	無
---	---

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況

(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者												
氏名				年齢				主たる職業				
権利取得者との関係												
農作業への従事状況 (該当する期間 (実績又は見込み) を「←→」で示してください。)												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間												
その者が農作業に常時従事する期間												

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業 (耕うん、播種、施肥、刈取り等) にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係> (転貸する場合のみ記載してください。)

5 転貸が認められる場合への該当有無 (いずれかを○で囲む。)

有	無
---	---

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響について。

支障の有無 (いずれかを○で囲む。)

有	無
---	---

「有」の場合はその具体的な内容を記載してください。(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。)

--

譲受人が、次のいずれかに該当する場合は、以下Ⅱを記載してください。

- ①農地所有適格法人以外の法人
- ②譲受人又はその世帯員等が農作業に常時従事しない

それ以外の者は、Ⅱの記載は不要です。

Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項

<農地法第3条第3項第1号関係>

7 適正な利用を確保するための契約条件の状況（以下の該当するものに○を付してください。）

本件の権利の設定又は移転は、適正に利用していない場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを

確約します。

確約しません。

(留意事項)

当該条件が記されている契約書の写しを添付してください。

また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどういった場面でどういった役割分担を担う予定であるかを以下に記載してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記載してください。)

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行う者ものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を稚蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合 (注)								
森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合 (注)								
乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合 (注)								
東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場合								

(注) 以下のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人に限る。これを満たしていることを証する書面を添付すること

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに附帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
- ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人

(事業・計画の内容)

